

ケアプラン天天 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社タニハタが開設するケアプラン天天（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（主任介護支援専門員を含む。以下同じ。）が、要介護状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、市町村、いきいき支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ケアプラン天天

(2) 所在地 名古屋市守山区大字中志段味字東山島 2081 番地 ベルメゾン I 103号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 2名以上（常勤職員 内1名は管理者と兼務）

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

(3) 営業時間以外は転送電話による連絡体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 利用者宅

(2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン

(3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(5) モニタリングの結果記録 1か月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり20円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市守山区とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント防止)

第9条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメントにより利用者・ご家族・代理人等からの信頼関係が害され事業の継続に重大な支障が及んだとき、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

第10条 BCP(業務継続計画)策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

BCP(業務継続計画)策定について 自然災害、感染症対策には、BCP計画、ガイドラインに基づきご家族、地域、行政と協力し、ご利用者の安全の確保に努めていきます。

- ①従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ②事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとします。

*非常災害時:実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災、震災・風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めていきます。

*健康危機発生時:感染症対策委員会を開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議、検討し感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。感染の状況を踏まえ、ICT機器の活用により、実行可能な支援継続を検討し、電話でのモニタリング対応やサービス担当者会議においても当該対応を実施していきます。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社タニハタと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。